

就労継続支援 A 型事業の人員及び設備に関する基準等

1 就労継続支援 A 型事業の概要等について

(1) 就労継続支援 A 型事業の概要

一般の企業等に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が可能である障害者に対して、雇用契約の締結等により就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うものです。

障害福祉サービスの事業所として指定を受けるためには、法人であること等の要件がありますので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等を確認の上、事業所の開設をご検討ください。(指定の要件については、「指定申請にあたっての注意事項及び受付スケジュール」を参照してください。)

(2) 事業計画について

障害福祉サービス事業を実施するためには、人員及び設備の基準を満たしていることはもちろんのことですが、運営に関する基準に従って事業運営を実施できることが条件となります。

事前協議を行う前に必ず次の掲げる運営に関する基準をお読みいただき、基準どおり事業の実施が可能かどうかご判断の上、サービスの開設をご検討ください。

- ①大阪府指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
(平24.11.1 大阪府条例第107号)
- ②大阪府障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平24.11.1 大阪府条例第110号)
- ③障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について
(平18.12.6 障発第1206001号)

(3) 事業の規模について

- 就労継続支援 A 型事業所は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有する必要あります。
- 雇用契約を締結していない利用者に対して就労継続支援 A 型を提供する場合
 - ・雇用契約を締結している利用者に係る利用定員は、10を下回ってはなりません。
 - ・雇用契約を締結していない利用者に係る利用定員は、当該就労継続支援 A 型事業所の利用定員の100分の50及び9を超えてはなりません。

2 人員及び設備に関する基準について

(1) 人員に関する配置基準

職種	資格要件	配置基準
管理者	次のいずれかに該当する者であること。 <ul style="list-style-type: none"> • 社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者（社会福祉主事任用資格、社会福祉士、精神保健福祉士等） • 社会福祉事業に2年以上従事した者 • 上記2項目と同等以上の能力を有すると認められる者 • 企業を経営した経験を有する者 	<ul style="list-style-type: none"> • 原則専らその職務に従事する者1名
サービス管理責任者	実務経験及び研修の受講（※1）	<ul style="list-style-type: none"> • 1名以上は常勤 • 事業所ごとに、利用者の数の区分に応じて以下のとおり配置すること <p>（利用者の数が60以下の場合） 1以上</p> <p>（利用者の数が60を超えるの場合） 1に、利用者の数が60を超えて40または、その端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p>
生活支援員及び職業指導員	なし	<ul style="list-style-type: none"> • 常勤換算で利用者数を10で除した数以上（※2） • 生活支援員及び職業指導員各1名以上 • 生活支援員及び職業指導員のうち1名以上は常勤

※1 サービス管理責任者の資格要件については、「サービス管理責任者の資格要件」（5ページ～6ページ）を参照してください。

※2 新規指定の場合、利用者数は総定員の90%となるように設定してください。

【注意事項】

- ① 「専ら従事する」、「専ら提供する」とは、原則として当該事業における勤務時間を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいいます。
- ② 「常勤」とは、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間（32時間を下回る場合は32時間を基本）に達していることをいいます。 ※ 育児・介護休業法により勤務時間短縮されている場合は例外あり。

(2) 設備に関する基準

設備	内容
訓練・作業室	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練又は作業に支障がない広さを有すること。 ・訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。
相談室	<ul style="list-style-type: none"> ・室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。(多目的室と兼用可)
洗面所	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の特性に応じたものであること。
便所	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の特性に応じたものであること。
多目的室その他運営に必要な設備	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の特性に応じたものであること。
消火設備その他非常災害に際して必要な設備	<ul style="list-style-type: none"> ・消防法その他の関係法令等に規定された設備を設置すること。
<ul style="list-style-type: none"> ・設備については、専ら指定就労継続支援A型の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。 	

(3) その他の留意事項

- ① 建物の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気、適温調整等、利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分配慮されたものであること。
- ② 緊急時、非常災害時の対策として、安全な避難手段、経路を確保すること。
- ③ 事業を実施するにあたっては、当該建物が都市開発法、建築基準法、消防法等の法令に適合している必要があります。
- ④ 便所等、利用者が1人になるか、その可能性が高いスペースには、緊急呼び出しを設置することが望ましいです。
- ⑤ 設備等に関する使用権原を確保すること。土地、建物等については、短期入所事業所を安定的に運営ができるよう適切な権原取得（例えば賃貸借契約の締結）が行われていることが確認できるものに限ります。

(4) 従たる事業所を設置する場合の取扱いについて

所定の要件を満たす場合については、「主たる事業所」のほか、一体的かつ独立したサービス提供の場として、一又は複数の「従たる事業所」を設置することが可能であり、これらを一の事業所として指定することができます。要件は次のとおり。

①人員及び設備に関する要件	<p>ア 「主たる事業所」及び「従たる事業所」の利用者の合計数に応じた従業者が確保されているとともに、「従たる事業所」において常勤かつ専従の従業者が1人以上確保されていること。</p> <p>イ 「従たる事業所」の利用定員が10人以上であること。</p> <p>ウ 「主たる事業所」と「従たる事業所」との間の距離が概ね30分以内で移動可能な距離であって、サービス管理責任者の業務の遂行上支障がないこと。</p> <p>エ 利用者の支援に支障がない場合には、基準に定める設備の全部又は一部を設けないこととしても差し支えないこと。</p>
②運営に関する要件	<p>ア 利用申込みに係る調整、職員に関する技術指導等が一元的に行われること。</p> <p>イ 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されていること。必要な場合には随時、主たる事業所と従たる事業所との間で相互に支援が行える体制（例えば、当該従たる事業所の従業者が急病の場合等に、主</p>

	<p>たる事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制)にあること。</p> <p>ウ 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。</p> <p>エ 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が作成されていること。</p> <p>オ 人事・給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われるとともに、主たる事業所と当該従たる事業所間の会計が一元的に管理されていること。</p>
--	---

サービス管理責任者の要件となる実務経験について

以下のA～Cのいずれかを満たしていること。

A 次に示す(1)及び(2)の期間が通算して5年以上であること。

B (3)の期間が通算して8年以上であること。

C (1)から(3)までの期間が通算して3年以上あり、かつ、(4)の期間が通算して3年以上であること。

(1)	a から f までに掲げる者が、 相談支援の業務 （身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務）その他これに準ずる業務に従事した期間		(2)と通算して5年以上かつ900日以上
	a	地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業その他これらに準ずる事業の従業者	
	b	児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉に関する事務所、発達障害者支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者	
	c	障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者	
	d	障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者	
	e	特別支援学校その他これらに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者	
f	病院若しくは診療所の従業者又はこれに準ずる者(社会福祉主事任用資格者、訪問介護員初任者研修に相当する研修の修了者、(4)に掲げる資格を有している者並びに上記 a から e に掲げる従業者の期間が1年以上の者に限る。)		
(2)	a から e までに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者、訪問介護員初任者研修に相当する研修の修了者、保育士、児童指導員任用資格者又は精神障害者社会復帰指導員（以下「社会福祉主事任用資格者等」という。）が、 直接支援の業務 （身体上若しくは精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務）に従事した期間		(1)と通算して5年以上かつ900日以上
	a	障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院又は診療所の病室であって療養病床に係るものその他これらに準ずる施設の従業者	
	b	障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従業者又はこれに準ずる者	
	c	病院若しくは診療所又は薬局、訪問看護事業所その他これらに準ずる施設の従業者	
	d	特例子会社、重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金の支給を受けた事業所その他これらに準ずる施設の従業者	
e	特別支援学校その他これらに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者		
(3)	(2)の a から e までに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が、 直接支援の業務 に従事した期間		通算8年以上かつ1440日以上
(4)	(1)から(3)までの期間が通算して3年以上あり、かつ、次の資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間		通算して3年以上かつ540日以上

注1 サービス管理責任者になるためには、原則、前述の実務経験のほか、「サービス管理責任者基礎研修」、「相談支援従事者初任者研修（講義部分）」及び「サービス管理責任者実践研修」の受講が必要です。また、サービス管理責任者実践研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降の5年度ごとの各年度末日までに、「サービス管理責任者更新研修」を修了する必要があります。（期日までに更新研修を修了できなかった場合は、改めて実践研修を修了しなければ、サービス管理責任者とは認められません。）

※実務経験要件を満たしている者が、平成31年4月1日以降、令和4年3月31日までにサービス管理責任者基礎研修を修了した場合は、基礎研修修了者となった日から3年を経過するまでの間はサービス管理責任者であるとみなします。3年を経過するまでの間に、サービス管理責任者実践研修を修了してください。

※平成31年3月31日において、平成31年4月1日改正前の旧サービス管理責任者研修を修了している者については、令和6年3月31日までの間は、サービス管理責任者として現に従事しているものとしてみなされます。令和6年4月1日以降もサービス管理責任者として従事するには、令和6年3月31日までにサービス管理責任者更新研修を修了する必要があります。

※過去の「障害者ケアマネジメント研修」の修了者は、平成18年度以降、平成24年3月末までに旧相談支援従事者初任者研修を受講した場合、新制度における「相談支援従事者初任者研修（講義部分）」を修了したものとみなします。

※サービス管理責任者（サービス管理責任者のうち1人以上が常勤でなければならない場合にあっては常勤のサービス管理責任者）が配置されている事業所においては、障害福祉サービス計画の原案の作成を、サービス管理責任者基礎研修修了者に行わせることができます。要件を満たしているサービス管理責任者に加え、当該サービス管理責任者基礎研修修了者を配置することにより、基準上求められているサービス管理責任者数に達することとみなすことができます。

注2 やむを得ない事由によりサービス管理責任者が欠如した場合、実務経験の要件を満たしていれば、当該事由の発生した日から起算して1年以内にサービス管理責任者の要件として定められている研修を修了することを条件として、当該研修を受講・修了していない場合であっても、暫定的にサービス管理責任者として配置することができます。（受講誓約書の添付が必要です。）

注3 平成23年度以前に、いわゆる無認可作業所における指導員等の直接支援職員として従事された職歴については、①公的な補助金又は委託により運営されていること、②業務内容や勤務状況の記録が適正に整備・保管されていること、③所属長等による実務経験の証明が可能であること、の全てを満たすことができる場合に限り、実務経験に含めることができます。

注4 経験年数を満たす者を配置することが困難な場合、資格要件弾力化特区の適用申請も可能です。（必要な実務経験が5年以上とされているものは3年以上に、8年とされているものは5年以上に緩和されます。）この場合、資格要件弾力化特区の適用申請をする理由書の提出が必要です。

※サービス管理責任者の資格要件弾力化特区は、令和3年3月31日限りで廃止となります。ただし、同日以前に要件を満たすものとして配置されたサービス管理責任者又はサービス管理責任者基礎研修修了者については、特区廃止後もその効力を有します。